

事業説明会で頂いた意見について

平成 29 年 10 月から 11 月にかけて各自地区で事業説明会を計 6 回開催させていただきました、皆様方から質問やご意見を頂きました。

今回、説明会での主な質問やご意見を下記の通りまとめております。説明会での回答に補足している部分もありますので、ご確認ください。

○拡幅後の乙津橋について

現在の乙津橋は架橋後 60 年近くが経過していますが、点検を行い橋梁の健全性が確保されていることを確認しています。今後も、適切に補修・補強などの維持管理を行い、拡幅工事完了後は新設橋梁が大分市内中心部から鶴崎方面への交通を、現在の乙津橋が鶴崎方面から大分市内中心部への交通を担う道路となります。

○中央分離帯について

中央分離帯は、鶴崎地区の地域を上げた祭りなどのイベントや、商店街など国道南北の土地利用状況を鑑み、段差のある分離帯を設置せず、白線によるゼブラ帯でフラットとする計画です。拡幅工事完了後、交通事故などの発生状況を踏まえながら中央分離帯を設置することもあります。

○歩道の幅及び自転車と歩行者の通行について

乙津交差点から乙津橋の歩道までの間は 3m の自歩道区間として自転車と歩行者が共存する形式としています（施設帯を含むと歩道全幅は 3.5m）。乙津橋から鶴崎橋までの間は自転車道区間として、歩行者のみ通行する 2m、自転車のみ通行する 2m の幅をそれぞれ確保します（施設帯を含むと歩道全幅は 4.5m）。なお、自転車と歩行者の通行帯の間には 2cm ほどの段差を設置して歩行者の安全性の向上を図ります。

○用地買収について

建物補償の考え方や、買収による残地が残った場合についての質問を多く頂きました。土地は道路に必要な幅のみ買収し、それに伴う残地は残地補償という形で補償をさせていただきます場合もあります。また、建物補償は買収範囲が建物へ影響するか、駐車場のみ買収範囲となっているかなど地権者の皆様、一人ひとり状況が異なりますので、今後の用地境界立会いや個別協議の中で相談させていただきたいと考えています。

○植樹について

乙津工区には植樹帯を設置する区間はありません。鶴崎工区では植樹帯を設置する区間が一部発生します。植樹帯のスペースは無電柱化に伴う地上機器の設置場所にもなります。今後、鶴崎工区の設計を進める中で、皆様のご意見を頂きながら、植樹帯に樹木を植えるかどうかなどの取り扱いを検討していきたいと考えています。

○無電柱化について

無電柱化は今回の拡幅事業と合わせて実施することが望ましいため、現在、関係機関と調整中です。今後、無電柱化の予算化を行い設計を進めていきます。

○バス停車帯について

公安委員会（警察）、バス運行会社とバス停車帯のあり方について協議を重ねてきました。今回の事業区間では、4車線化に伴い、バス停車による現道交通への影響が少ない点や、用地買収に伴う影響を考慮し、バス停車帯は設置しないこととしています。

○既存の地下道について

説明会の中でも不要とする意見を頂いています。地下道は防犯面や、今後の高齢化社会へのバリアフリーを考えると撤去し、近隣の横断歩道を、歩車分離式信号機などとする事で歩行者の安全確保を行いたいと考えています。今後、小学校を含む関係機関と協議しながら最終決定します。

○商店街の歩道上にあるモニュメントについて

街路灯は必要であるという意見を頂いていますが、モニュメントについては地下道同様に、説明会の中では不要とする意見が大半でした。今後、鶴崎工区の設計を進める中で、商店街や地域の方々のご意見を伺って決定していきます。

○次回説明会について

用地買収が順調に進んだ場合、乙津橋の橋梁工事に着手したいと考えています。次回の説明会は乙津工区の工事着手の目途がたった段階で実施する予定としています。それまでは、かわら版などで情報提供を行いながら事業を進めてまいります。

その他、様々な貴重なご意見をいただきありがとうございました。不明点などあれば土木事務所あて連絡をいただけると個別に対応したいと考えています。

今後は乙津工区の用地境界立会を実施していきます。立会いへのご協力をお願いいたします。